

子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの概要について

<中間見直しとは>

内閣府の基本指針において、「計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」とされています。

御殿場市の計画は令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間としており、令和4年度が中間年に当たるため、必要に応じた見直しを行うものです。

<見直しの主な内容及び期間>

中間見直しにおいては、計画の内容のうち「教育・保育の計画(保育所や幼稚園などの需給計画)」及び「子ども・子育て支援事業の計画(子育て支援のための各種事業の計画)」について、必要に応じた見直しを行います。

なお、計画の見直し対象となる期間は、令和5年度及び令和6年度の2か年です。

<見直しの必要性について>

① 教育・保育の見直しの必要性

内閣府の基本指針においては、教育・保育の実績が見込みと比べて大きなかい離がある場合に、原則として見直しをすることとなっています。

また、かい離がない場合についても、待機児童の発生が見込まれる場合や計画目標以上の整備を行った場合も見直しを行うものとしています。

御殿場市の事業計画は、3号認定(0歳児)の実績について大きなかい離があったため、量の見込みの見直しを行います。また、施設の新設や閉園を勘案し、その数値を反映します。

② 子ども・子育て支援事業の見直しの必要性

子ども・子育て支援事業については、教育・保育の見直しに併せて、必要に応じて行うこととされています。

市の事業計画においては、見直しを行う子ども・子育て支援事業は、

- ・新たな事業実施等により計画内容に変更が生じた場合
- ・計画値と実績値を検証した結果、見直しが望ましいと判断される場合
- ・当初の計画で予定していなかった整備等を行う場合

これらに該当する場合に、必要に応じた見直しを行っています。

<中間見直しのスケジュールについて>

今回の素案については、庁内推進委員会及び子ども・子育て会議において意見を聴取した後、庁議・調整会議に諮り、パブコメを行う予定です。その後、見直し後の計画を今年度中に策定する予定としております。